

苫小牧工業高等専門学校における特別な支援を必要とする学生の 修学支援に関する規則

規則第128号

制 定 令和8年9月8日

(目的)

第1条 本規則は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、特別な支援を必要とする学生に対し、組織的かつ一元的に修学支援を実施するための体制及び運用について定めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他関係法令及び独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の趣旨に基づき、修学機会の確保及び教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「修学支援」とは、授業、試験及び履修等に関する学習支援をいう。
- 二 「障害等」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害その他これらに準ずる心身の機能の障害及びそれにより生じる修学上の困難並びに一時的な心身の不調等をいう。
- 三 「支援を必要とする学生」とは、修学上の困難を有し、本校において配慮又は支援が必要と認められる学生をいう。
- 四 「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の学生と公平に教育を受ける機会を確保するため、過度な負担とならない範囲で必要かつ適切な変更又は調整を行うことをいう。

(対象学生)

第3条 本規則の対象となる学生は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 障害等により修学に配慮又は支援を必要とする学生
- 二 外国人留学生
- 三 編入学生
- 四 社会人学生
- 五 その他、本条第一号から第四号に準ずる学生

(支援内容)

第4条 本校は、対象学生に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- 一 授業方法、試験、履修指導等に関する学習支援
- 二 日本語支援、適応支援その他の個別支援
- 三 その他修学に必要なと認められる支援

(支援体制)

第5条 本校は、支援を必要とする学生に対し、特別支援委員会を中心とした全学的な統

一 体制のもとで修学支援を実施する。

- 2 特別支援委員会の方針に基づき、学生委員会、教務委員会、専攻科委員会、寮務委員会等の関係委員会が連携して支援を実施する。
- 3 特別支援委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(合理的配慮)

第6条 本校は、障害等により配慮を希望する学生に対し合理的配慮を提供するものとする。

- 2 合理的配慮に関して必要な事項は、別に定める。

(支援手続)

第7条 修学支援は、学生の把握、支援方針の決定、支援の実施及び評価の手続により行うものとし、詳細は別に定める。

(記録及び共有)

第8条 支援に関する事項は適切に記録し、必要な範囲において関係教職員間で共有する。

(自発的な支援)

第9条 この規則の定めるところは、本校の教職員または学生による、委員会等の議を経ないところの自発的な支援を妨げるものではない。

附 則

この規則は、令和8年9月8日から施行する。